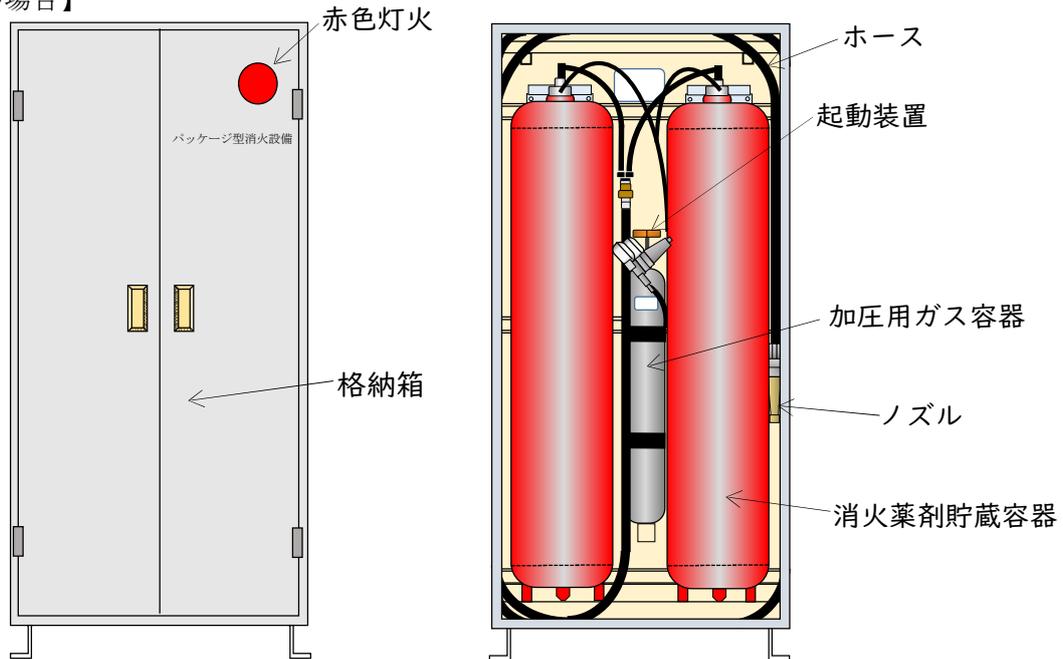


## 第2の2 パッケージ型消火設備

### 1 構成

パッケージ型消火設備とは、屋内消火栓設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等で、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備で、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものである。

【I型の場合】



### 2 用語の意義

- (1) 「I型」とは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）」（以下この項において「告示第12号」という。）第5及び第6においてI型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) 「II型」とは、告示第12号第5及び第6においてII型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

### 3 設置要件

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件は、告示第12号第3の要件の規定による。

ただし、当該要件の規定中の「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。」については、「地階（地階が避難階又は受水槽及びポンプ室のみの場合を除く。）、無窓階以外の場所に設けること。ただし、既存の防火対象物（屋内消火栓設備の設置が困難な防火対象物に限る。）を除く。」とする。

#### (1) I型

ア 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの

イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000 m<sup>2</sup>以下のもの

(2) II型

ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500 m<sup>2</sup>以下のもの

イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>以下のもの

4 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。★

5 設置方法

パッケージ型消火設備の設置方法は、告示第12号第4によるほか、次によること。

- (1) 出入口や階段の直近等、避難経路を考慮した場所に設置すること。▲
- (2) 火災時に容易に認識し操作ができ、かつ、水平距離で包含した範囲に間仕切り等により放射できない部分が生じないように、ホースの長さ、延長経路及び放射距離を考慮し設置すること。(第2の2-1表参照)
- (3) 寒冷時において、消火薬剤が凍結するおそれがない場所に設置すること(保温のため、有効な措置を講じた場合を除く。)

第2の2-1表

パッケージ型消火設備の種類	水平距離(m)	防護面積(m <sup>2</sup> )	ホースの長さ(m)	放射距離(m)
I型	20m	850 m <sup>2</sup> 以下	25m	10m以下
II型	15m	500 m <sup>2</sup> 以下	20m	

6 特例基準

次のいずれかに該当する場所にあつては、政令第32条又は条例第55条を適用し設置することができる。

- (1) 避難階となっている地階
- (2) 用途が受水槽及びポンプ室のみの地階
- (3) 屋内消火栓設備の設置が困難である既存の防火対象物